

国家税務総局
《外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法》の印刷公布に関する通知
国税発[2010]18号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局、地方税務局：

外国企業常駐代表機構の税収管理を規範化するために、税務総局は《外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法》を制定し、ここにみなに印刷公布するので、従って執行願いたい。執行中に発見した問題は直ちに税務総局（国際税務司）にフィードバック願いたい。

国家税務総局

二〇一〇年二月二十日

外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法

第一条 外国企業常駐代表機構の税収管理を規範化するために、《中華人民共和國税収徵收管理法》（以下、税収征管法という）及びその実施細則、《中華人民共和國企業所得税法》及びその実施条例、《中華人民共和國營業稅暫定條例》及びその実施細則、《中華人民共和國増値稅暫定條例》及びその実施細則、及び関連税収法律法規に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいうところの外国企業常駐代表機構とは、國務院の関連規定に従って、工商行政管理部门で登記または関連部門の批准を経て、中国国内に設立する外国企業（香港・マカオ・台湾企業を含む）及びその他組織の常駐代表機構（以下、代表機構という）を指す。

第三条 代表機構はそれに帰属する所得について法に依って企業所得税を申告納付し、その課税収入について法に依って營業稅及び増値稅を申告納付しなければならない。

第四条 代表機構は工商登記證書受領（または関連部門の批准）の日より 30 日以内に、以下の資料を持って、その所在地主管税務機關で税務登記を行わなければならない。

- （一）工商營業許可証副本または主管部門の批准文書の原本及びコピー
- （二）組織機構コード証書副本の原本またはコピー
- （三）登録住所及び經營住所証明（権利証、賃貸協議）原本及其そのコピー。自社所有建

物の場合、権利証または売買契約等の合法的な権利証原本及其コピーを提供しなければならない。賃貸の場合、賃貸協議原本及びそのコピーを提供しなければならない。賃貸人が自然人の場合さらに権利証明の原本及びコピーを提供しなければならない。

(四) 首席代表（責任者）のパスポートまたはその他合法身分証書の原本及びコピー。

(五) 外国企業が代表機構を設立することの関連決議文書及び中国国内で設立するその他の代表機構のリスト（名称、住所、連絡方式、首席代表姓名等を含む）。

(六) 税務機関が提供を要求するその他の資料。

第五条 代表機構の税務登記の内容に変化が発生または駐在期間満了・期限前の業務活動を終止する場合、税収征管法及び関連規定に従って、主管税務機関に変更登記または抹消登記を行わなければならない。代表機構は抹消登記前に、その清算所得について主管税務機関申告して法に依って企業所得税を納付しなければならない。

第六条 代表機構は関連法律、行政法規及び国务院財政、税務主管部門の規定に従って帳簿を設置し、合法・有効な証憑に基づいて記帳し、計算を行い、そして実際に履行する機能と負うリスクが釣り合うという原則に従って、正確にその課税収入と課税所得額を計算し、四半期終了日より15日以内に主管税務機関に事実に基づいて企業所得税、営業税を申告納付し、そして《中華人民共和国増値税暫定条例》及びその実施細則で規定する納税期限に従って、主管税務機関に事実に基づいて増値税を申告納付しなければならない。

第七条 帳簿が整っていない、正確に収入またはコスト費用を計算できない、及び本弁法第六条の規定に従って事実どおりに申告することができない代表機構に対して、税務機関は以下の二種類の方式を採用してその納税所得額を査定する権限を有する。

(一) 経費支出に応じて収入を換算する：正確に経費支出を報告することができるが正確に収入またはコスト費用を報告することができない代表機構に適用する。

1. 計算公式

収入額=本期経費支出額/ (1-査定利益率-営業税税率)

要納税企業所得税額=収入額×査定利益率×企業所得税税率。

2. 代表機構の経費支出額が含むもの：中国国内・外で従業員に支払う賃金給与、賞与、手当、福利費、物品購入費（自動車、オフィス設備等の固定資産を含む）、通信費、出張費、家賃、設備リース費、交通費、交際費、その他の費用等。

(1) 固定資産を購入して発生する支出、及び代表機構が設立するときまたは移転等の原因で発生する内装費支出は、発生するときに一度に経費支出額として収入に換算して税額計算しなければならない。

(2) 利息収入は経費支出額を控除してはならない。発生する交際接待費は、実際発生額を経費支出額に組み入れて計算しなければならない。

(3) 貨幣形式を以って我が国国内の公益・救済性質を持つ寄贈、滞納金、罰金、及びその総機構のために立替える自身の業務活動に属さずに発生する費用は、代表機構の経費支

出額としてはならない。

(4) その他費用が含むもの：総機構のために中国国内からサンプルを購入して支払うサンプル費及び運送費用。国外サンプルを中国に運送することで発生する中国国内の倉庫費用、通関費用。総機構の人員が中国を訪問して任用する通訳の費用。総機構が中国のあるプロジェクトに入札するために代表機構により支払う入札書類の費用等々。

(二) 収入総額に応じて課税所得額を査定：正確に収入を報告することができるが正確にコスト費用を報告することができない代表機構に適用する。計算公式：

要納税企業所得税額=収入総額×査定利益率×企業所得税税率。

第八条 代表機構の査定利益率は 15%を下回ってはならない。査定徴収方式を採用する代表機構は、整った会計帳簿を作成し、正確にその課税収入及び課税所得額を計算することができる場合、主管税務機関に備案して、事実に基づいて申告する方式に調整することができる。

第九条 代表機構に増値税、営業税の課税行為が発生する場合、増値税及び営業税の関連法規に従って要納税額を計算納付しなければならない。

第十条 代表機構が税収協定待遇の享受を必要とする場合、税収協定及び《国家税務総局：〈非居住者の税収協定待遇享受の管理弁法（試行）〉の印刷公布に関する通知》（国税発〔2009〕124号）の関連規定に従って処理し、そして本弁法第六条で規定する時限に従って納税申告を行わなければならない。

第十一条 本弁法は 2010 年 1 月 1 日より施行する。原有の規定と本弁法が抵触する場合、本弁法を基準とする。《国家税務総局：外国企業常駐代表機構税収徴収管理強化関連問題に関する通知》（国税発〔1996〕165号）、《国家税務総局：外国企業常駐代表機構の関連税収管理問題に関する通知》（国税発〔2003〕28号）及び《国家税務総局：外国政府等が我が国で設立する代表機構の免税審査批准手順の関連問題に関する通知》（国税函〔2008〕945号）は廃止し、各地はあらためて代表機構企業所得税免税申請の審査批准を受理せず、そして本弁法の規定に従って既に免税を認可された代表機構に対して整理を行う。

第十二条 各省、自治区、直轄市及び計画単列市の国家税務局及び地方税務局は本弁法の規定に従って具体操作規定を制定し、そして国家税務総局（国際税務司）へ備案することができる。

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／呉 明憲）